

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	本紙 P8	2.1.2 表2.1.2-1	要望	入札制限欄に"⑬の受託者"が散見されますが、表に⑬の受託者は存在しないため、見直しをお願いいたします(⑫の誤記と史料)。	ご認識のとおりですので、"⑫の受託者"と調達仕様書(案)の見直しを行い、本公示にて提示致します。
2	本紙 P15	3.2.1 表3.2.1-1	要望	「納入周期」が月次の納入成果物について、「納入期日」に“当該月末日の営業日から1週間以内”との期限が設けられています。当期間内に、祝日(特に、GW等の連休)を挟んだ場合、月次納入に向けた準備期間が著しく不足するため、営業日換算で期限を設けていただくことは可能でしょうか(“当該月末日から5営業日以内”等)。	ご要望を踏まえ、“当該月末の営業日から5営業日以内”と調達仕様書(案)の見直しを行い、本公示にて提示致します。ただし、“年度末(3月)及び契約最終月(平成30年11月)”については、該当月末を納入期日とする。”旨、注釈も追記致します。
3	本紙 P20	5.1.1 図5.1.1-2	質問	図内にアプリケーション保守業者とは別に「改修対応業者・統計・業務分析サブシステム」が定義されていますが、改修対応業者とは、統計・業務分析サブシステムに対する法改正対応に係る大規模改修等が必要となった場合に、今後、本業務とは別途調達される業者を指すものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	本紙 P20	5.1.1 図5.1.1-2	要望	図に示されている「改修対応業者・統計・業務分析サブシステム」について、他業者と同様に本紙第2章や3.1.7関係業者との作業調整に追記いただくことは可能でしょうか。	ご要望を踏まえ、調達仕様書(案)の「3.1.7.1-1 関連業者一覧」に、「改修対応業者・統計・業務分析サブシステム」についての説明を追記し、本公示にて提示致します。
5	本紙 P20	5.1.1 図5.1.1-2	質問	図内に「開発業者・統計・業務分析サブシステム」が定義されていますが、本業務が開始する平成28年11月以降には同業者は保守管理体制に含まれないため、不要ではないでしょうか。	本役務期間にて継続的に構築する体制ではありませんので、調達仕様書(案)「図5.1.1-2 本システムに係る保守管理体制」より削除するよう調達仕様書(案)の見直しを行い、本公示にて提示致します。

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
6	本紙 P20	図5.1.1-2	質問	本業務は、公的年金業務における業務・システム最適化の一部を担うものであり、関連サブシステムとの整合性についても確認しながら業務を実施する必要があると認識しています。本業務においては、本業務と並行して開発されている、個人番号管理サブシステム及び経過管理・電子決裁サブシステム等の各システムの設計開発受託者、ならびに、現行システム業者とも同期を取りながら、相互調整の上、業務を進めていくことが求められているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。
7	本紙 P22	5.2.1 (1)	質問	統括責任者の資格等の要件について、“プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格を取得した者”が統計・業務分析サブシステムの設計・開発業務や同サブシステムの先行稼働分のアプリケーション保守及び運用維持業務では認められていましたが、本業務では認められないでしょうか。その場合、理由についてもご教示ください。	「【先行稼働分】年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守及び運用維持業務」の調達では、 ・情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定する、プロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者 のいずれかの資格を有する者を要件にあげていましたが、参考としている「ITスキル標準 V3 2011」において、「プロジェクトマネージャ試験」のスキルレベルは「レベル4」、「PMP」のスキルレベルは「レベル3」と位置付けられています。本調達では「レベル4以上」のスキルレベルを求めており、PMPのみの資格保有者では要件不足となるため、調達仕様書はこのままとさせていただきます。
8	別紙1 P11	4.11.2 (1)⑥	質問	疑似拠点環境の設置は、本業務受託者の役務範囲外との理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 別紙1「4.11.2 検証環境」(1)の⑥を調達仕様書(案)から削除し、本公示にて提示致します。
9	別紙1 P11	4.11.2 (1)⑦	質問	「本受託者に拠点サーバのOSマスタイメージを提供するため、設計・開発業者が、同マスタイメージを作成するために利用する」との記載がありますが、記載誤りとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 別紙1「4.11.2 検証環境」(1)の⑦を調達仕様書(案)から削除し、本公示にて提示致します。

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
10	別紙1 P12	4.11.4 (1)	質問	4.11.4 クライアント構成に据置型端末 29,693台、可搬型端末2,000台との記載があります。4.3.1 利用者数には、合計2,000名程度が利用者との定義がありますが、問合せを起し得る利用者は、2,000名程度と考えて良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	別紙1 P18	4.17.3 (3)⑥	質問	問合せ対応の想定作業量について、1件あたり平均1時間の根拠をお聞かせいただけますでしょうか。 問合せの内容にも依存しますが、即答できる内容はほとんどなく、問合せ内容の確認及び回答準備のために、貴機構高井戸本部(本番/検証環境)での状態確認や製品ベンダへの問合せを要する内容が少なくないことが想定されます。 1件あたり平均3~4時間を見込む必要があると考えます。	問合せの内容として以下を想定しておりますので、平均すると1時間程度で済むものと思われます。 ・Microstrategy等の製品の操作に関すること(0.5時間程度/回で問合せの約9割を見込む) ・SPSSを利用したデータ調査に関すること(3時間程度/回で問合せの約1割を見込む) なお、上記想定について調達仕様書(案)を見直し、本公示にて提示致します。
12	別紙1 P18	4.17.3 (3)⑥	質問	問合せ対応に係る作業拠点は、貴機構高井戸本部又は受託者の作業場所であることとし、全国の年金事務所/事務センターへの訪問等を要さないとの認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。 調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。
13	別紙1 P19	4.17.3 (6)①	質問	稼働後確認における同値性比較作業については、契約期間のうち、H28.11~H29.10で完結するとの理解で良いでしょうか。 H29.11以降の作業計画として、当作業は見込まないという前提で良いでしょうか。	ご認識のとおり、稼働後確認における同値性比較作業は、H28.11~H29.10で完結させることを役務としています。

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
14	別紙1 P19	4.17.3 (6)①	質問	同値性比較の実施方法について、設計内容を考慮し調査観点を提示する作業については本調達受託者の作業に含まれているという想定でしょうか。	同値性比較の実施方法については、開発業者が作成した実施方法を基に、帳票データ及び数理統計送信データの取得については、本番環境向けに見直す必要があります。 ※帳票データ及び数理統計送信データの取得は、本調達受託者が見直した取得手順に基づき、共通運用管理者が本番環境より取得します。 なお、調査観点、実施方法を見直す必要が生じた場合又はより正確性、効率性の高い方法がある場合は、ご提案及びご対応をお願い致します。 上記想定について調達仕様書(案)を見直し、本公示にて提示致します。
15	別紙1 P19	4.17.3 (6)①	要望	同値性比較について、比較作業の実施時に現行システムデータのデータ加工(文字コード変換等)は必要でしょうか。	開発業者にて作成したツールを利用するため、データ加工処理を新規に作成する必要はありませんが、稼働後に制度改正等の影響により現行システムデータのファイルレイアウトに変更があった場合は、若干の見直しが発生します。 なお、開発業者より手順の引継ぎは行われます。
16	別紙1 P19	4.17.3 (6)①	質問	同値性比較について、現行データの調整(断面、対象の選定等)に係る現行システムとの調整は本調達受託者の作業に含まれているという想定でしょうか。	現行データの調整に係る現行システムとの調整は、日本年金機構が行います。
17	別紙1 P19	4.17.3 (6)②	質問	稼働後確認において、本システムの集計処理が正常に実施されない場合、設計・開発業者の瑕疵に該当するかを貴機構にて調査、判断するための情報提供、調整支援も本業務の範囲に含まれるという理解で良いでしょうか。	調達仕様書(案)「7.2 瑕疵担保責任」(4)に示すとおり、“機構の依頼に応じて調査を実施し、他事業者の瑕疵対応を求めるにあたり必要な根拠資料を作成し、機構に提出すること。”としております。

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
18	別紙1 P20	4.17.3 (7) 表4.17.3-1	質問	「特定日」として定義される“土日・祝日のうちサービス提供が必要な日”について、年間又は契約期間内に何日程度想定されていますでしょうか。	現時点においては見込まれておりません。 なお、過去の特定日は以下の通りとなっています。 平成27年度:10日(年金の日:0日、不正アクセス事案:10日) 平成26年度:1日(年金の日:1日) なお、上記想定について調達仕様書(案)を見直し、本公示にて提示致します。
19	別紙1 P22	4.17.4 (3)③	質問	複数サブシステムが互いに関わる本業務のアプリケーション保守においては、共通運用管理業者や他の保守業者を含めた打合せ等への参加が十分に見込まれることを想定しております(特に障害発生時や変更対応時の意識合わせや状況共有が必須)。共通運用管理業者、各サブシステムの開発及び保守業者が一堂に会するような仕様調整会議や報告会議等の定例となる会議体は計画されていますでしょうか。	共通運用管理業者と各サブシステムの保守業者が一堂に会す報告会は、週次で実施する予定です。 また、開発業者を一堂に会す会議は、定例ではありませんが、必要に応じて随時開催する予定です。
20	別紙1 P25	4.17.6 (3)④	質問	免責事項について、ア～ウに加え、連携先システム(収納対策支援システム、経過管理・電子決裁サブシステム、等)の障害に起因した稼働率減少や処理開始遅延等については、免責とされないでしょうか。あくまでも、統計・業務分析サブシステムにおけるサービスレベルは、当システム内に起因した内容とすることが、根本原因の管理や真の原因追究、対応に向けて必要になると考えます。	ご認識のとおりですので、“連携先システム(収納対策支援システム、個人番号管理サブシステム、経過管理・電子決裁サブシステム、基盤サブシステム)に起因する障害”については免責とする旨を調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。

「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
21	別紙4 P1	-	質問	「パッチ及び最新アップデートプログラムの検証」等に検証環境構築作業(検証用データセット作成等)が本調達受託者作業として定義されているが、既に検証環境は構築済みであるため、当該環境に検証に必要なデータを投入するなどの作業が想定されているという認識で良いでしょうか。 (環境変更を伴うサーバ構築やネットワーク設定などの基盤構築/変更作業は含まないという認識でよいでしょうか。)	ご認識のとおりです。 調達仕様書(案)を見直し、本公示にて提示致します。
22	調達仕様書案 P8	表2.2.1-1 関連する調達の概要	質問	【関連する調達の概要について】 調達仕様書案「表2.1.2-1 関連する調達の概要」において、案件番号①～④の「入札制限」列において③の受託者が記載されておりますが、③の受託者に関する記載がありません。 内容からすると受託者⑫の想定だと考えますが、ご確認をお願い致します。	ご認識のとおりですので、“⑫の受託者”と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。 (通番1への回答に同じ)
23	別紙1 P7	表4.3.5-1 主要ソフトウェア製品一覧	要望	【ソフトウェア構成について】 「別紙1本調達における要件」「表4.3.5-1 主要ソフトウェア製品一覧」においてそれぞれソフトウェアのバージョン情報が記載されておられません。セキュリティパッチ等の影響調査を実施する際に必要な情報であり、見積りにも影響がございますので明記いただきますようお願い致します。	バージョン情報については、技術資料19にて開示致します。
24	別紙1 P18	4.17.3 (3)問い合わせ対応	質問	【問い合わせ対応について】 「別紙1本調達における要件」「4.17.3 運用維持作業」「(3)問い合わせ対応」において、以下③④の記載がございますが、文中にある「迅速な」回答とは、「4.17.3 運用維持作業」「(7)サービス提供時間」①に示される「運用維持業務を行う時間」の中で迅速に回答する認識でよろしいでしょうか。 ③機構及び共通運用管理業者から、本システムのアプリケーションソフトウェア等の仕様に係る問合せがあった場合は、現行仕様を確認し、迅速な回答に努めること。 ④データ調査ツールの操作方法等の技術的な問合せがあった場合、迅速な回答に努めること。	問合せ対応については、一律当日のサービス提供時間内ということ縛るものではありません。内容によっては日数を要するものもあると想定しますが、可能な限り早期にという意味で迅速な回答を希望しています。

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
25	別紙1 P18	4.17.3	質問	<p>【支援作業について】 「別紙1本調達における要件」4.17.3 運用維持作業」「(4)支援作業」「②障害対応」において、「運用業務で手順化されていない突発的な作業等、共通運用管理者のオペレータによる操作が困難な非定型作業の業務支援を実施すること。」と記載されておりますが、具体的な支援作業とは、作業にかかる手順書作成、共通運用管理者が作業を実施する際の問い合わせ対応という認識でよろしいでしょうか。 上記以外の対応(例えば、機構本部に駆け付けて共通運用管理者が作業を実施する際に立会い作業を実施する等)を実施する場合は、見積りに影響がございますので、調達仕様書に追記いただくようお願い致します。</p>	<p>ご認識のとおりです。 なお、共通運用管理者への作業立会いは、原則として不要ですが、重要度が高くコンティンジェンシープランの一環で立会いが必要となる場合は、依頼することがあります。 調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。</p>
26	別紙1 P22	4.17.4	質問	<p>【参加対象の打合せについて】 「別紙1本調達における要件」4.17.4 保守作業」「(3)変更対応」「④他業者により変更されたアプリケーション等の確認」において、「イ 他業者によるアプリケーションソフトウェアの変更等の作業内容を的確に把握するために、打合せへの参加等により積極的な情報収集を行い、リリース後に滞りなく保守が行えるよう努めること。」と記載されておりますが、具体的にどのような打合せの参加を想定されていますでしょうか。 週次で開催されているWGへの参加、または週次で開催される運用保守連絡会議の参加、のどちらを想定されているのでしょうか。あるいは別の会議に参加することを想定されていますでしょうか。 見積りに影響がございますので、参加する対象の打合せおよび参加頻度について調達仕様書に追記いただくようお願い致します。</p>	<p>週次で開催される運用保守連絡会議への参加を想定しております。 それ以外の会議については、機構が提示する会議の中から本受託者が必要と判断した会議への参加をお願い致します。 調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。</p>
27	別紙4	-	質問	<p>【改修対応業者について】 「別紙4 関連業者との役割分担表」に定義されている「その他改修対応業者」とは、調達仕様書案「表3.1.7.1-1 関連業者一覧」に示されているどの業者を指していますでしょうか。あるいは、統計・業務分析サブシステムに対する大規模改修等が必要となった場合に、今後、本業務とは別途調達される業者を指すものという理解でよろしいでしょうか。 また、「4.17.4(3)① 制度改正に伴うアプリケーションソフトウェアの変更」において、本受託者の役務として改修作業が定められていますが、本受託業務内で実施する改修作業と上記改修業者にて実施する改修作業について、いずれの業者が改修を実施するか判断基準(規模、改修内容、等)があるようでしたら、あわせてご回答ください。</p>	<p>「別紙4 関連業者との役割分担表」に定義されている「その他改修対応業者」とは、統計・業務分析サブシステムに対する大規模改修等が必要となった場合に、今後、本業務とは別途調達される業者を指しています。 また、「4.17.4(3)① 制度改正に伴うアプリケーションソフトウェアの変更」における役務は、収納対策支援システムの制度改正対応によりI/Fが変更されることによる、ODS、ETLツール等の変更対応までを実施します。 なお、その他改修対応業者は、DWH、DM、ETLツール、BIツール及び数理統計送信データ等の制度改正対応を実施します。</p>

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
28	別紙1	-	質問	<p>【プロジェクト管理、運用維持作業、保守作業全般について】 当該受託者が、プロジェクト管理、運用維持作業、保守作業全般を実施するに当たって、現行AP保守事業者が実施している様式、実施手順を引き継いで踏襲する必要はありますでしょうか。</p>	<p>現行AP保守受託者の様式及び実施手順の踏襲をお願いしますが、効果的又は必要と思われる様式及び作業手順等があれば、積極的にご提案をお願い致します。</p>
29	調達仕様書案V別紙3	技術資料一覧 応札者(参加表明事業者)に開示する資料	質問	<p>【成果物の開示について】 本調達仕様書案「技術資料」および「別紙3 応札者(参加表明事業者)に開示する資料」にて、設計情報の開示がごさいますが、本調達の役務として「稼働後確認」が課されていることから、見積りにあたっては更なる開示情報が必要となります。 当該作業に関しまして「設計・開発業者が作成した手順に従い同値性を比較する」との記載がごさいますが、本同値性確認の位置付けは「本システムで集計された統計情報の内容と現行システムで出力される帳票及びデータ連携ファイルの内容の同値確認は、テスト工程にて実施し既に保証済みであるが本番稼働後の再確認」という理解でよろしいでしょうか。 最終的な作業手順および確認観点(対象帳票・データ項目等)、方法(新旧のデータ項目の読み替え方法等)について示されるものとの認識でよろしいでしょうか。 また、同値性確認につきましては、アプリケーションの品質状態によって要する稼働が大きく変動する認識です。見積りに影響があるため、設計・開発業者にて同値性確認を行った結果(確認観点、最終的な手順書、テスト証跡、最終的な品質状況が確認できる資料等)につきましても、本公示時には技術資料として開示頂けますようお願い致します。</p>	<p>ご認識のとおり、本同値性確認の位置付けは、「本システムで集計された統計情報の内容と現行システムで出力される帳票及びデータ連携ファイルの内容の同値確認は、開発工程にて実施し既に保証済みとなるが品質強化策として本番稼働後の再確認」となります。 また、最終的な作業手順、確認観点、方法については、お示しします。 なお、同値性確認結果については、本公示時点においては完了までに至っていないため、確認計画、確認観点、確認手順を本公示時の技術資料にて開示致します。</p>
30	別紙1 P18	4.17.3 (4)支援作業	質問	<p>【支援作業の範囲について】 「別紙1本調達における要件」4.17.3 運用維持作業」「(4)支援作業」において、以下の通りの記載がごさいます。 ①本受託者は、本システムに係る障害について、共通運用管理者が実施する障害一次切り分けに協力し、システム連携や業務サービスが正常に運用できるよう解決策を講じ、対処すること。 障害時の「一次切り分け」はAP保守業者を統制するべき共通運用管理者の役務の認識であり、AP保守業者はその切り分け結果および共通運用管理者の指示に基づき、解析等の対応を行う認識となります。 上記文中にある「一次切り分けの協力」とは、具体的にはどのような内容を指すかご回答いただき、調達仕様書に反映いただくようお願いいたします。</p>	<p>共通運用管理者にて、ハードウェアに関する障害か他のアプリケーション保守に関する障害かの切り分け(一次切り分け)が難しい場合、その障害対応が本受託者へ依頼されることもありますが、その場合は、考えられる障害原因と理由を共通運用管理者へ回答してください。 なお、上記内容にて調達仕様書(案)の見直しを行い、本公示にて提示致します。</p>

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
34	別紙1 P19	4.17.3 (6)稼動 後確認	質問	<p>【瑕疵でない原因による障害対応について】 「別紙1本調達における要件」4.17.3 運用維持作業」(6)稼動後確認」において、以下の通りの記載がございます。 ②稼動後確認において、瑕疵でない原因により、本システムの集計処理が正常に実施されていないことが判明した場合は、障害として速やかに対応を実施すること。 上記文中の「正常に実施されていない」は、「現行帳票と同値でないこと」を意味していると考えますが、その場合は原因調査および必要な対処方法(現行と同値となるよう仕様変更、同値でないことを許容する、等)を、貴機構にて決定され、仕様変更を行う場合においては仕様変更に影響のある業者と協議を行うものと考えます。 上記より、当該業者が「障害として速やかに対応を実施」という点に関し、現実的ではないと考えますので、調達仕様の見直しをお願い致します。</p>	<p>現行帳票と同値でない場合は、調達仕様書(案)「7.2 瑕疵担保責任」(4)により、“機構の依頼に応じて調査を実施し、他事業者の瑕疵対応を求めるにあたり必要な根拠資料を作成し、機構に提出すること。”としており、提出された根拠資料を基に日本年金機構にて今後の対応を検討致します。 その結果、瑕疵によらない場合、本調達の役務として対応を実施していただきますが、速やかにという点に関して現実的ではありませんので、“障害として対応を実施”と調達仕様書(案)の見直しを行い本公示にて提示致します。</p>
35	別紙1 P19	4.17.3 (7)サービス 提供時間	質問	<p>【サービス提供時間外の対応について】 「別紙1本調達における要件」4.17.3 運用維持作業」(7)サービス提供時間」⑤において、以下の通りの記載がございますが、現在の共通運用管理業者側の役務対象時間は29時までの認識ですが、本要件を踏まえると共通運用管理業者の役務対象時間を24時間365日に見直されるものと認識してよろしいでしょうか。 ⑤運用維持業務担当者は、サービス提供時間外においても、連携システムや業務に影響が及ぶ障害が発生した場合には、作業手順書に従った操作の依頼及び支援を共通運用管理業者へ行うこと。</p>	<p>ご質問の共通運用管理業者の役務については、本調達の対象外ですので、回答は控えさせていただきます。</p>
36	調達仕様 書案 P23	5.3	質問	<p>【コミュニケーション方法について】 上記項番14の質問に関連し、共通運用管理業者および貴機構、その他サブシステム関連業者とコミュニケーションをとる必要が発生した場合においては、その手段の指定・制約等がございますでしょうか。 内容によっては、見積りに影響が発生する場合がございますので、指定・制約がある場合は、調達仕様書に反映をお願い致します。</p>	<p>関連業者の担当者及び連絡先(緊急連絡含む)を関係者間で共有しますので、必要に応じて連絡を取り合うこととしています。 なお、対応状況については、日本年金機構の担当者と共有することとなります。 上記内容を調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。</p>

**「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーション保守業務」
調達仕様書(案)についての意見等**

平成28年4月
日本年金機構
刷新プロジェクト推進室

標記について意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
37	別紙1 P23	4.17.4	質問	<p>【障害対応について】 「別紙1本調達における要件」4.17.4 保守作業」「(6) 保守範囲」において、「他事業者が開発・改修を行ったアプリケーションソフトウェアも保守の範囲として含める」旨記載がございますが、これは当該サブシステムを改修する事業者が今後参画を予定していると考えてよろしいでしょうか。予定があるようでしたら、調達仕様書案P8「表2.1.2-1 関連する調達の概要」への記載をお願い致します。 なお、上記事業者(当該サブシステムを改修する事業者)が今後参画した際の役務分担は、「別紙4 関連業者との役務分担表」に示される「その他改修対応業者」の通りと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>統計・業務分析サブシステムにおける改修業者の参画ですが、時期等、全くの未定です。 また、ご要望を踏まえ、調達仕様書の「3.1.7.1-1 関連業者一覧」に、「改修対応業者・統計・業務分析サブシステム」についての説明を追記し、本公示にて提示致します。 なお、上記事業者(当該サブシステムを改修する事業者)が今後参画した際の役務分担は、「別紙4 関連業者との役務分担表」に示される「その他改修対応業者」の通りとなります。</p>
38	別紙1 P14	4.14.1.3	質問	<p>【制度改正に係る情報整理対応について】 「別紙1本調達における要件」4.14.1.3 次期AP保守事業者への引継ぎの実施」に以下の記載がございます。 (4)・・・(前略)、平成30年1月末までに発生する制度改正について、事前の情報整理と対応作業に関する事前準備作業を実施し、引継ぎを行うこと 要件定義作業は貴機構にて実施されるものと想定いたしますが、上記役務で行うべき情報整理の内容、準備作業の作業レベルについて具体的にお示しいただけますでしょうか。 ※対応内容により見積りへ影響が発生するため、技術資料にて示される開発標準・開発管理標準などに基づき、具体的にお示し願います。</p>	<p>基本設計や詳細設計を実施し、引継ぎをお願い致します。 調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。</p>
39	別紙1 P16	4.17.2	質問	<p>【制度改正に係る情報整理対応について】 「別紙1本調達における要件」4.17.2 プロジェクト管理」「(3)進捗状況の管理及び報告」に以下の記載がございます。 ②「4.17.4(3)① 制度改正に伴うアプリケーションソフトウェアの変更」、 「4.17.4(3)② データ連携に係る仕様変更の影響による設定変更」及び 「4.17.4(3)③ 性能や機能改善等に伴うパラメータ変更」の進捗管理はWBS技法、それ以外も進捗状況や対応工数が定量的に把握可能な手法を用いて行うこととし、計画からの遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の具体的な対策を実施すること。 「表4.17.4-1 制度改正対応の対象となるテーブル(ファイル)数の想定」に示される前提から変動した場合については、別途協議させていただき費用手当を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 また、文中の設定変更、パラメータ変更につきましても、定量的な値が示されないと見積りができないため、対応頻度等見積りの前提となる値についてお示しいただけますようお願い致します。また、上記と同様ご回答いただいた前提から変動した場合については、別途協議させていただき費用手当を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>過去の実績及び現行システムの改修予定より、見積りが可能となるよう明示しており、大幅に上回ることは無い見込みですので、変動に対する追加費用は発生しないものと考えています。 なお、「4.17.4(3)② データ連携に係る仕様変更の影響による設定変更」及び「4.17.4(3)③ 性能や機能改善等に伴うパラメータ変更」の想定作業頻度については、主に別紙1「4.17.4 保守作業」アの制度改正に伴い必要に応じて実施することを見込んでおりますので、その旨を調達仕様書(案)に追記し、本公示にて提示致します。 また、こちらに関しても追加費用は発生しないものと考えています。</p>